

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年9月まで
② 昭和50年4月から同年11月まで

昭和48年3月に会社を退職する際、総務担当者から、退社後は国民年金と国民健康保険に加入するように言われ、その旨を母に話したところ、母が国民年金の加入手続や保険料を納付してくれた。

母は、几帳面で子供のことを優先して考える性格だったので、自分の国民年金保険料だけを納付し、一緒に住んでいた私の分を未納にしておくことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、8か月と比較的短期間であり、申立人の保険料を納付していたとする母親は、自身の国民年金保険料をすべて一括して納付しており、納付意識が高かったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認される所、翌月の51年1月に、納付することが可能な期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において現年度保険料となる50年4月から同年11月までの保険料を未納にしておくことは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①直後の昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険

料を過年度納付した 51 年 1 月の時点では、特例納付の実施期間でもなく、当該期間の保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年1月20日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を23年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月20日から24年1月1日まで

昭和23年1月20日から27年11月10日までA事業所が所有する帆船に乗船しており、船員保険の保険料も控除されていたと思うが、23年1月20日から同年8月1日までの期間が未加入期間、同年8月1日から24年1月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっている。申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

なお、認められないのであれば、昭和23年1月20日から同年8月1日までの未加入期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A事業所が所有する船舶に乗船していたものと認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、申立人がA事業所B工場において乗船していた船舶が船員保険の適用となったのは昭和24年1月1日であり、申立期間において、船員保険の適用を受けておらず、元同僚もすべて、申立人と同じく24年1月1日から船員保険に加入していることが確認できる。

また、申立人がA事業所C工場において乗船していた船舶が船員保険の適用となったのは昭和23年11月1日であることが推認できるものの、申立人

と一緒に乗船していたとする元同僚についても、申立期間中には船員保険に加入しておらず、申立人と同様に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和 23 年 8 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間については、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、A 事業所 B 工場において、23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 26 日に同資格を喪失、また、同事業所 C 工場において、同年 9 月 26 日に同資格を取得し、24 年 1 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において申立人のみが船員保険の被保険者であったとは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 20 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が一緒に乗船していたとする同僚 3 名のうち、申立人が自分より先に乗船していたとする船長及び甲板員は、A 事業所 B 工場において、22 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人が自分より後から乗船したとする別の甲板員は、同事業所同工場において、23 年 3 月 21 日に同資格を取得していることが確認でき、申立人のみ当該期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 20 日から同年 8 月 1 日までの期間について、A 事業所 B 工場において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 22 年 11 月の社会保険事務所の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支所における資格喪失日に係る記録を昭和20年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年6月1日から20年4月13日

軍隊に入隊するため、昭和20年4月12日にA事業所B支所C課を退職したが、17年6月に入社して以降、継続して同社に勤務していた。

申立期間において厚生年金保険を脱退したことになることについては、昭和19年6月1日に列車の出改札業務から列車乗務に替わった際に、事務手続に誤りが生じたためではないかと思うので、同期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する軍隊手帳の記録、申立人が記憶する上司及び同僚の厚生年金保険の加入記録並びに申立人の当時の記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立人が申立期間においてA事業所B支所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の備考欄に「転勤」の記載があるところ、同名簿に「転勤」の記載がある申立人以外の13名のうち、同事業所の関連事業所に転勤した3名を除く10名は厚生年金保険被保険者としての記録が継続されていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人についても同様の取り扱いがなされるべきであったものと考えられ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 19 年 6 月 1 日の社会保険事務所の記録から、40 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る昭和 19 年 6 月から 20 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年9月から54年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和53年9月の標準報酬月額に係る記録を14万2,000円、同年10月及び11月を15万円、同年12月及び54年1月を13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和53年9月から54年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月26日から54年2月26日

申立期間について、私が保管している給与支給明細書の保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与支給明細書並びに事業所が保管する給与明細表において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和53年9月は14万2,000円、同年10月及び11月は15万円、同年12月及び54年1月は13万4,000円として、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書及び事業所が保管する給与明細表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人以外の従業員の記録が一致しているにもかかわらず、申立人の記録のみが一致していないことから、事業主は給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料

を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和 53 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人の所持する給与支給明細書及び事業所が保管する給与明細表において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額は一致しており、当該期間については申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料は適正に事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間に係る記録は訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月から51年3月まで
長男を出産後、姉に勧められて市役所で国民年金の加入手続をした。保険料は同じ町内の集金人に納めていた。納付金額は憶えていないが、申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料を、53年6月20日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和49年11月から申立期間直前の50年8月までの国民年金印紙の検認日が49年12月2日となっていることから、加入手続当初に保険料をまとめて納付したものと推認でき、集金人に納付していたとする申立内容には不自然さが見受けられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から同年 8 月まで
離婚を機に、市役所支所で国民年金の加入手続をし、毎月、同支所で国民年金保険料を納付していた。
65 歳になった時に同支所に問い合わせた際には、職員から「全部納付している。」と言われたので、納付していることは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金第 1 号被保険者として申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、平成 10 年 8 月に、申立人が申立期間直前の昭和 63 年 2 月に厚生年金保険の被保険者であったことが判明したことにより未納期間とされたものであり、それまでは、申立人は国民年金第 3 号被保険者として取り扱われていたことから、申立人が居住する市では、申立期間に係る納付書を発行することは考え難い上、申立人が納付したとする市役所支所では国民年金保険料の収納を行っていなかったことが確認でき、市役所支所に納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、本件は、申立人が申立期間を含む昭和 61 年 6 月から 63 年 9 月まで申立人の元夫の健康保険における被扶養配偶者とされていることから、国民年金第 3 号被保険者であった旨の届を行うことにより、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正が行われるべきと考えられる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月から45年2月まで
昭和38年12月の結婚を機に、町内会の役員に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付し始めた。保険料額は180円で、自宅に集金に来た町内会の役員に、毎月納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月に払い出され、同年月に国民年金手帳が発行されており、申立人はこのころに国民年金に任意加入したと推認されるが、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額と相違している上、申立内容を変遷させるなど申立人の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 3 日から 37 年 8 月 15 日まで
申立期間について、事前に結婚退職を申し出た上で退職し、郷里に帰った。
退職後、1 年半近くたってから脱退手当金を請求し、受け取ることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月まで
申立期間について、A事業所に事務員として勤務しており、健康保険証が交付され、病院にかかった記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の写真及び同僚の供述から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶していた当時の同僚7名のうち4名については当該事業所での厚生年金保険被保険者記録は無い上、加入記録がある2名についても勤務していたすべての期間に加入していなかったとみられることから、申立人についても同事業所において厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人の記録は無く、同名簿の健康保険被保険者番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が申立期間に受診したと供述している医院は、「当時の受診に係る資料は、年数が経過しているため保管していない。」と回答しており、申立人が申立期間に使用した健康保険証の種類は特定できず、当該事業所から健康保険証の交付を受けていたことを確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月1日から38年4月30日まで
昭和35年2月にA事業所B支所に入社し、申立期間において勤務していたので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所B支所（厚生年金保険の適用はA事業所本社一括）に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同僚の証言から確認できる。

しかしながら、申立期間前後にA事業所B支所で採用された複数の同僚は、採用後1年から3年間程度は厚生年金保険に加入していないことが確認でき、同事業所では、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかった可能性がうかがわれ、申立人についても同様の取扱いとされていたものと推認される。

また、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によれば、申立人は、同事業所において、昭和38年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 21 日から 9 年 3 月 6 日まで
申立期間において、A事業所で交通整理や建設労務の雑用係として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主が保管する給料支払明細書(控)によれば、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された記載が無い上、同事業所は、「申立人はアルバイトで勤務日数も少なく、厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しているところ、同明細書(控)に記載されている勤務日数は、1か月に3日から15日であったことが確認でき、申立人は、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間を含む平成7年10月から9年3月まで、以前勤務していた事業所の健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認でき、A事業所で健康保険の加入手続がなされていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 8 月 10 日から 34 年 8 月 27 日まで
② 昭和 34 年 9 月 6 日から 40 年 5 月 4 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 1 日から 42 年 4 月 25 日まで

年金受給の手続のため社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであった。

私は、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、請求期間以前の厚生年金保険の被保険者期間のすべてを対象期間として請求されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から3か月後の昭和42年7月に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。